

自然科学研究機構における次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成27年4月1日
自然科学研究機構

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）第12条の規定に基づき、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2 目標及び対策

目標	対策（実施時期）
(1) 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行うため、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを検討・実施する。 (平成27年4月以降)
(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行う。	年次有給休暇の取得を促進するため、計画的な取得を推進する。 (平成27年4月以降)
(3) 子供の看護休暇制度を拡充する。	現在より取得できる日数を増やす等の制度の拡充を検討・実施する。 (平成27年4月以降)
(4) 子育て支援策に関する諸制度及び両立支援のための相談窓口の周知を行う。	機構における子育て支援策に関する諸制度及び両立支援のための相談窓口を、機構内ホームページに掲載するなど、職員（契約職員も含む。）へ周知を行う。 (平成27年4月以降)
(5) 事務部門における所定時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する。	所定時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施するとともに、課題を把握し、その解決方策を検討・実施する。 (平成27年4月以降)

<p>(6) 上記(1)から及び(5)以外の次世代育成支援対策に関する事項を行う。</p>	<p>子ども・子育てに関する地域貢献活動を支援するため、子どもが参加する地域の行事・活動に機構の施設を提供できる方策を検討・実施する。 (平成27年4月以降)</p>
---	---

3 計画の見直し

計画期間中において、実施状況等により計画の見直しの必要が生じた場合は、適宜行う。

4 公表及び周知

本行動計画を機構のホームページ等に掲載するなどして、社会へ公表するとともに職員へ周知を図る。